

転換社債型新株予約権付社債発行に関する取締役会決議公告

株主各位

平成 28 年 3 月 16 日

東京都品川区平塚二丁目 14 番 1 号
株式会社見果てぬ夢
代表取締役 下山 二郎

平成 28 年 3 月 14 日開催の当社取締役会において、株式会社見果てぬ夢第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、会社法第 240 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、下記のとおり公告いたします。

記

1 募集新株予約権付社債の名称	株式会社見果てぬ夢第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、本発行要項において「本新株予約権付社債」といい、本新株予約権付社債に付された新株予約権を「本新株予約権」、本新株予約権付社債についての社債を「本社債」という。）
2 募集社債の総額	金 100,000,000 円
3 各募集社債の金額	金 20,000,000 円
4 募集社債の利率	本社債には利息を付さない。ただし、発行会社が償還をなすべき日（以下「償還期日」という。）に本社債の全部又は一部の償還を怠ったときは、発行会社は、当該時点における本社債の未償還額に対する償還期日の翌日から支払がなされた日まで、年 5%の割合（1 年を 365 日とする日割計算による。）による遅延損害金を支払う。
5 募集社債の償還の方法及び期限	(1)平成 31 年 3 月 31 日（以下「償還期日」という。）に、額面 100 円につき金 100 円で、本社債の総額を償還する。 (2)償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3)当社は、発効日の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を

	取得することができる。ただし、本社債又は本新株予約権付社債のみを取得することはできない。当社が取得した本新株予約権付社債に係る本社債を消却した場合、当該本社債に付された本新株予約権は同時に消滅するものとする。
6 社債券の発行及び形式	無記名式の新株予約権付社債券（以下「本社債券」という。）を発行する。ただし、本社債券の全部又は一部を記名式とすることを請求できない。
7 各募集社債の払込金額	本社債と引換えに、額面 100 円につき金 100 円を払い込む。
8 物上担保・保証の有無	本社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
9 期限の利益の喪失	<p>当社は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに本社債の総額について期限の利益を喪失する。</p> <p>(1) 当社の本社債以外の社債について、期限の利益を喪失し又は償還をなすべき日に当該社債の全部又は一部の償還を怠ったとき</p> <p>(2) 社債を除く当社の借入金債務又は当社が第三者の債務のために負担した保証債務について、期限の利益を喪失し又は期限における弁済を怠ったとき</p> <p>(3) 当社について破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算その他の倒産手続開始の申立てがあったとき、又は解散（合併を除く。）の決議をしたとき</p> <p>(4) 当社の財産について、保全処分、強制執行若しくは担保権実行の申立てがあり、又は仮差押、保全差押又は差押の命令若しくは通知が発送されたとき</p>
10 募集新株予約権の数	各本社債に付する本新株予約権の数は 1 個とし、合計 5 個の本新株予約権を発行する。
11 募集新株予約権の払込金額	本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
12 募集社債の払込金額の払込期日及び募集新株予約権の割当日	平成 28 年 3 月 31 日（木曜日）
13 割当方法	第三者割当ての方法により、株式会社トライステージに対して本新株予約権付社債の総額を割当てる。
14 新株予約権の目的である株式の種類	当社普通株式

15 新株予約権の目的である株式の数の算定方法	行使する本新株予約権に係る本社債の額面金額の総額を、第 17 項に定める転換価額で除して得た数とする。本新株予約権の目的である株式の数の算出において 1 株未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。
16 本新株予約権の行使に際して出資する財産の価額	本新株予約権の行使に際して出資する財産の価額は、第 17 項に定める転換価額に、本新株予約権を行使した本新株予約権の新株予約権者（以下、本発行要項において「本新株予約権者」という。）に交付する当社の普通株式の数を乗じて得た額とする。
17 転換価額	<p>(1)当初転換価額 転換価額は、当初 1,400 円とする。</p> <p>(2)転換価額の調整</p> <p>①次の(a)から(e)までに掲げる事由が生じた場合は、転換価額は、当該(a)から(e)までに定めるところに従って、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）によって調整される。調整後転換価額の算出において 1 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。</p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{発行済普通株式数} \times \text{調整前転換価額} + \text{発行又は処分する普通株式の数} \times \text{払込金額}}{\text{発行済普通株式数} + \text{発行又は処分する普通株式の数}}$ <p>(a)当社の普通株式を発行又は処分する場合（その取得と引換えに当社の普通株式を交付する旨の定めのある取得請求権付株式又は取得条項付の株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を取得する場合、及び当社の普通株式を目的とする新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）</p> <p>調整後転換価額は、当該普通株式の募集において払込期日を定めた場合は当該期日の翌日から、払込期間を定めた場合は当該期間の末日の翌日から、それぞれこれを適用する。ただし、当該普通株式の募集において基準日における当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えた場合は、当該基準日の翌日からこれを適用する。</p> <p>(b)株式分割により当社の普通株式を発行する場合 調整後転換価額は、当該株式分割に係る基準日の翌日か</p>

ら、これを適用する。本(b)の場合は、「発行又は処分される普通株式の数」には、株式分割において当社の自己普通株式に割り当てられる普通株式の数を含まない。

(c)株式無償割当てにより当社の普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、基準日における当社の普通株式の株主に無償で割り当てられる場合は当該基準日の翌日から、それ以外の場合は当該無償割当ての効力発生日の翌日から、それぞれこれを適用する。

(d)その取得と引換えに当社の普通株式の交付をする旨の定めのある取得請求権付株式又は取得条項付の株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行（無償割当てを含む。）する場合

調整後転換価額は、取得請求権付又は取得条項付の株式を発行する場合においては、当該株式の募集において払込期日を定めたときは当該期日の翌日から、払込期間を定めたときは当該期間の末日の翌日から、それぞれこれを適用し、取得条項付新株予約権を発行する場合においては、割当日の翌日からこれを適用する。ただし、無償割当てによる場合においては、基準日における当社の普通株式の株主に無償で割り当てるときは当該基準日の翌日から、それ以外のときは当該無償割当ての効力発生日の翌日から、それぞれこれを適用する。本(d)の場合は、「発行又は処分される普通株式の数」は、当該株式又は新株予約権の発行当初の条件で当該株式又は新株予約権が取得されたものとみなした場合において、その取得と引換えに交付される当社の普通株式の数をいう。

(e)当社の普通株式を目的とする新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行（無償割当てを含む。）する場合

調整後転換価額は、割当日の翌日から、これを適用する。ただし、無償割当てによる場合においては、基準日における当社の普通株式の株主に無償で割り当てるときは当該基準日の翌日から、それ以外のときは当該無償割当ての効力発生日の翌日から、それぞれこれを適用する。本(e)の場合は、「発行又は処分される普通株式の数」

	<p>は、当該新株予約権の発行当初の条件において当該新株予約権が行使されたものとみなした場合において、その行使により交付される当社の普通株式の数をいう。</p> <p>②前①の(a)から(e)までに掲げる事由が生じた場合のほか、次の(a)から(c)まで掲げる事由が生じた場合は、転換価額は、それぞれ必要な調整を行う。</p> <p>(a)株式の併合、当社を合併存続会社とする合併、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割、当社を株式交換完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とする場合</p> <p>(b)その他当社の普通株式の数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とする場合</p> <p>(c)転換価額を調整すべき2つ以上の事由が相接して発生し、一の事由に基づく調整後転換価額の算出にあたり使用すべき時価について、他の事由による影響を考慮する必要がある場合</p>
18 本新株予約権の行使に際して出資の目的とする財産の内容及び価額	<p>(1)本新株予約権の行使に際して出資の目的とする財産は、行使する本新株予約権に係る本社債とし、その価額は、当該本社債の額面金額とする。</p> <p>(2)本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還の期限が到来したものとみなす。</p>
19 本新株予約権を行使することができる期間	平成 28 年 3 月 31 日から平成 31 年 3 月 30 日まで
20 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	本新株予約権の行使により当社の普通株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定により算出される資本金等増加限度額に 0.5 を乗じて得た金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た金額とする。
21 本新株予約権の取得条項	本新株予約権の取得事由は定めない。
22 組織再編行為による承継新株予約権の交付	当社が、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる行為（以下「組織再編行為」という。）を行う場合は、

組織再編行為の効力発生日の直前における本新株予約権者に対し、本新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに定める株式会社（以下「組織再編相手会社」という。）の次の各号に定める内容の新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日に、本新株予約権は消滅し、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本発行要項の本新株予約権に関する規定は、承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割又は新設分割を行う場合は、吸収分割契約又は新設分割計画において、その効力発生日の直前における本新株予約権者に対して本新株予約権に代えて再編対象会社の承継新株予約権を交付する旨を定めた場合に限るものとする。

(1)承継新株予約権の数

本新株予約権に代えて交付する承継新株予約権の数は、本新株予約権 1 個につき 1 個とする。

(2)承継新株予約権の目的たる株式の種類及び数

①承継新株予約権の目的たる株式の種類は、組織再編相手会社の普通株式とする。

②承継新株予約権の目的たる株式の数は、第 15 項に準じる。

(3)承継新株予約権の行使に際して出資する財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資する財産の価額は、第 16 項に準じる。

(4)承継新株予約権の行使に際して出資の目的とする財産の内容及び価額

①承継新株予約権の行使に際して出資の目的とする財産は、組織再編相手会社に承継された本社債とし、その価額は、当該本社債の額面金額とする。

②承継新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、承継新株予約権の行使の効力発生と同時に償還の期限が到来したものとみなす。

(5)承継新株予約権を行使することができる期間（行使期間）

組織再編行為の効力発生日から第 19 項に定める行使期間の

	<p>満了日まで</p> <p>(6)承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>第 20 項に準じる。</p>
23 本新株予約権の行使の方法	<p>(1)本新株予約権を行使しようとする場合は、当社の定める様式による行使請求書に、その行使に係る本新株予約権付社債を表示し、本新株予約権の数、本新株予約権を行使する日その他の必要事項を記入し、記名捺印したうえ、行使しようとする本新株予約権に係る本社債券を沿えて、これを第 25 項に定める行使請求受付場所に提出するものとする。</p> <p>(2)本新株予約権の行使は、行使に必要な書類のすべてが第 25 項に定める行使請求受付場所に到達した日に効力を生じる。</p>
24 その他の本新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部を行使することはできない。
25 本新株予約権の行使請求受付場所	株式会社見果てぬ夢

以上